平成２２年（フ）第８１６号
大阪府泉佐野市松原１丁目６番28―301号
債務者　片田　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
大阪府岸和田市中井町２丁目14番４号
債務者　高山敬子こと　朴　　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
大阪府和泉市富秋町225―９、住民票上の住所大阪府高石市綾園５丁目７番52―315号
債務者　大城　幸信
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
大阪府和泉市富秋町225―９、住民票上の住所大阪府高石市綾園５丁目７番52―315号
債務者　大城　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３６号
大阪府和泉市王子町２丁目13番33号
債務者　末藤　　薫（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目10番33号レオパレス・シーフラッツ202
債務者　北川　浩大
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
大阪府泉南市樽井８丁目７番３―201号
債務者　市道　芳文
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県たつの市新宮町曽我井809番地107
債務者　藪木小百合
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４０９号
長崎県長崎市戸町２丁目25番16―205号
債務者　浜谷　秀雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
長崎県長崎市滑石２丁目36番40―1008号
債務者　川畑　良隆
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
熊本市十禅寺１丁目７番59号
債務者　川口　早苗（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２０号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目15番15号　嘉数アパート202
債務者　田中　裕二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２９号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅11―303
債務者　宮城　盛正
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６１号
北海道苫小牧市明野新町６丁目７番14号　ハイツまるいＮＯ125―103号
債務者　岩崎　英宣
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２８７３号
名古屋市中区正木１丁目２番12号
債務者　大橋美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番４―926号
債務者　西田　則幸
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県宍粟市山崎町上寺179番地３　早川ハイツ６号
債務者　梅津　和子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１７８号
北海道小樽市天神１丁目15番1305号　朝日プラザサウスヒルズ小樽、前住所埼玉県大宮市日進町２丁目1367番地　北海製缶社宅325号
債務者　遠山　照男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部